

「山梨県建設業ゼロ災宣言運動 2025」

「墜落・転落災害」の防止に関するリスクアセスメントの樹立

趣旨

山梨県内の建設業における労働災害は、近年、長期的に続いてきた減少傾向に鈍化が見られるところであり、死亡災害については、依然として全産業の死亡者数の半数近くを占めるとともに、昨年はずべて墜落・転落によるものであった。

また、経験豊富な職人や安全担当者の大量退職による優秀な人材の不足等が建設現場の安全衛生水準の低下につながる懸念があるとの指摘もされ、このような状況下において、労働災害のさらなる減少を図る必要がある。

厚生労働省においては、建設企業の今後の展望を図ることを目的に策定した第14次「労働災害防止計画」を基本とし、建設業労働災害防止協会（建災防）では、「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望（第9次建設業労働災害防止5カ年計画）」を策定し目標の達成に向け労働災害防止活動を展開している。

本計画では、事業場における危険性有害性等の調査（リスクアセスメント）が確実に実施されることを重点対策に位置づけている。

今後の安全衛生管理においては、労働者個人の経験と能力のみに依存するのではなく、建設現場における危険性又は有害性を特定し、リスクの見積り及びリスクを低減させる措置を講ずることが重要である。

「山梨県建設業ゼロ災宣言運動 2025」においては、ゼロ災宣言の強化する取組は3項目とし、ゼロ災宣言の強化する取り組みに「墜落・転落災害」の防止に関するリスクアセスメントの樹立を必ず入れることとしていることから、下記により実施するものとする。

樹立にあたって

1. リスクアセスメントについて以下について実施する。

- ① リスクアセスメントの実施体制の構築。
- ② 店社における安全衛生管理計画の作成。
- ③ 作成にあたって、必要なリスクアセスメントをする際の事項。
（労働災害・事故から、パトロールから、店社の安全衛生管理上の課題から）
- ④ 作業計画・作業標準、作業手順書等の作成。

＜リスクアセスメントとは＞

現場に潜在する労働災害の発生原因となる危険性又は有害性を特定し、特定した危険性又は有害性を「災害の重篤度（怪我の程度）」及び「災害の発生の可能性の度合」からリスクを見積もり、その結果に基づき危険性又は有害性を除去・低減措置を実施し、安全衛生水準の向上を目指すことを目的とする先取りの安全管理の手法である。

ZERO^⑤宣言! 2025

店社における「墜落・転落災害」の防止に関するリスクアセスメント実施事項

リスクアセスメントの実施体制	実施責任者： ※記入
	実施担当者： ※記入
店社における安全衛生管理計画の作成	あり なし ※該当する項目に○印
リスクアセスメントをする際の事項	A：過去の労働災害・事故から B：パトロールから C：店社の安全衛生管理上の課題から ※該当する項目に○印
作業計画・作業標準、作業手順書等の作成	あり なし ※該当する項目に○印
会 社 名	

この取組の広がりを把握したいため、実施事項をご記入の上、建災防山梨県支部あてにメールにて送信していただくようお願いします。

Mail : kensaibou@kensaibou-y.jp